

随意契約理由

令和4年(2022年)7月29日

契約担当課名	魅力文化創造課
発注担当課名	魅力文化創造課
契約名称	「とよなか音楽月間10周年記念事業」業務委託
契約内容	市内小学校、高等学校と日本センチュリー交響楽団のコラボレーションコンサート
契約締結日	令和4年7月29日
及び契約期間	令和4年7月29日から令和5年1月29日まで
契約の相手方 (所在地・名称)	公益財団法人日本センチュリー交響楽団 (豊中市岡町1-1 きたしん豊中ビル6階)
契約金額	10,000,100円
随意契約理由	<p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p> <p>日本センチュリー交響楽団は、本市に拠点を置く唯一のプロオーケストラであり、また、本市のブランドイメージである「音楽あふれるまち豊中」の推進のため、本市と様々な事業を展開している。本事業は平成24年度(2012年度)から実施してきた豊中音楽月間の10周年を記念する事業であり、市内で活動する小学校び高等学校の吹奏楽部を対象とし、プロの演奏家から指導を受け、また、一緒に演奏することで、次世代を担う子どもたちが音楽を演奏することへの興味をより高め、音楽活動に取り組む意欲を育むこと等を目的にしており、その目的の達成にあたっては、市内に拠点を置くプロオーケストラであり、また、これまで「とよなか音楽月間」の主たる事業である「まちなかクラシック」に関わってきた同楽団が最もふさわしい事業者であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を行うものである。</p>